



(仮称)目黒区景観計画(素案)に

ご意見をお寄せください

18年から、景観計画策定に向けた検討を進めてきました。このたび、20年7月に目黒区都市計画審議会景観専門部会でとりまとめた「中間まとめ」に対するご意見や、目黒区都市計画審議会からの答申(20年10月)などを踏まえ、景観計画の素案を作成しました。

今後、素案に関する住民説明会を開催して、区民の皆さんからのご意見等をお聞きしながら、案の作成や景観条例の制定などを行い、22年の景観計画の策定を目指し、手続きを進めていきます。

☎ 都市計画課都市計画係 (☎ 5722-9726)

景観計画策定の背景

良好な景観形成に関する基本的方針として「目黒区都市景観形成方針」(5年3月)を策定し、景観行政を進めてきました。しかし近年、高密度化が進んでいるため、区内の優れた街並み景観の維持や魅力的な景観づくりに向けた、新たな仕組みが必要になってきました。

こうした中、16年には、美しい国づくりを推進するため「景観法」が制定されました。各自治体が優れた景観づくりのための総合的な計画を作り、その実現に向けて、住民・事業者・行政が力を合わせて取り組むための仕組みを示したものです。法制定に伴い都は、広域的な視点で都内全域を対象として、19年4月に「東京都景観計画」を策定しました。

しかし、この計画では、区は一般地域に指定されているため、規制・誘導の対象は大規模な建築物などに限られています。区民に身近な行政として、区が景観行政に取り組むことが求められています。

そこで、区民・事業者・行政が連携し、さまざまな景観施策を着実に推進していくため、景観法を活用した「目黒区景観計画」を策定することとしました。



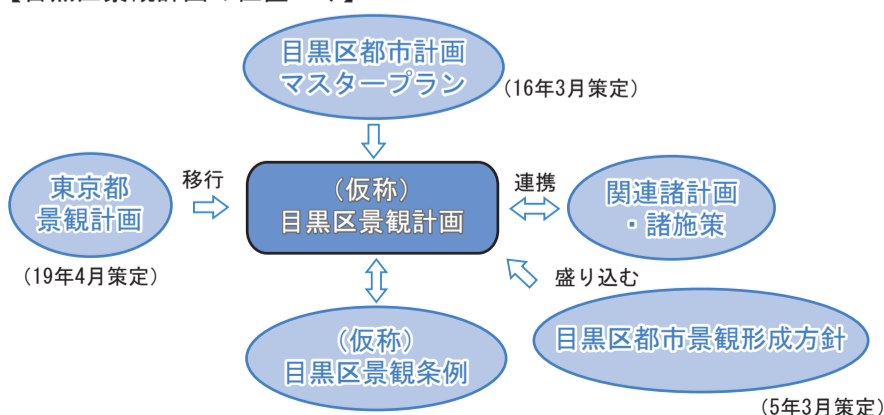
目黒区景観計画とは

「(仮称)目黒区景観計画」は、より積極的に優れた景観づくりに取り組むため、景観に関する総合的な計画として策定するものです。

区内には、みどり豊かな家並み、個性的な商店街、地域の歴史や文化を伝える建造物など、優れた景観がたくさんあります。こうした魅力をさらに高めることや、住宅地や商店街の街並みをより美しくすることによって、街全体として、住む人や働く人にとっても心地良く、また訪れる人々にも誇れる景観づくりを進めていくことが大切です。

この計画は、都市計画に関する基本的な方針である「目黒区都市計画マスタープラン」(16年3月策定)を上位計画とし、関連計画や施策と連携しつつ、区における景観の在り方とその実現方針を示すものとして位置づけます。

【目黒区景観計画の位置づけ】



住民説明会を開催します。詳細は4面をご覧ください。

景観形成の目標

景観形成の目標は、区内にある歴史的建造物などの優れた景観資源を活用して、地域特性を生かした街並みをつくり出し、働く人々や住む人々が、愛着や誇りを持つことができる魅力ある街へ高めていくことにあります。

基本目標：「愛着が生まれる細やかな景観づくり」

目黒区景観計画の構成

計画には、景観法に定められている事項に加えて、区民・事業者・区の連携による景観づくりに重点を置いた区独自の事項を盛り込んでいます。また、良好な景観形成のため、それぞれの立場から周辺の景観に目を向けることを基本としています。

特性と課題の抽出

区の景観の特性と課題を、自然・歴史・生活空間・街並みの変化の観点から示します。

良好な景観形成に関する方針(2・3面参照)

区における景観形成のための考え方と方針を示します。

良好な景観形成の方策(2~4面参照)

良好な景観形成のための方策を示します。

方策1：景観形成基準を活用した景観誘導(2・3面)
建築物などの建築の際に守るべき基準を示します。

方策2：景観資源の保全(4面)
区の景観を特徴づける景観資源の保全の方策を示します。

方策3：景観に配慮した公共施設などの整備(4面)
公共施設などの整備の方針を示します。

景観計画の推進

目黒区景観計画の推進の方策について示します。

景観条例の制定を予定しています

(仮称)目黒区景観計画は、今後、制定予定の(仮称)目黒区景観条例において、景観法に基づく法定計画として位置づけます。

条例の基本的な考え方は、主なものとして、次のとおり、区独自の景観にかかわる取り組み方法などを定め、(仮称)目黒区景観計画の実効性を高めるものとする予定です。

- 区、区民、事業者の責務など
- 景観計画の策定手続き、特定区域の指定など
- 大規模建築物等の建築などに関する事前協議
- 景観重要建造物および景観重要樹木の指定、管理方法の基準

ほか